

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第5項第5号に規定する第5種共同漁業権を内容とする漁業権（以下「第5種共同漁業権」という。）について、法第69条第1項の規定による免許の可否の基準等を明らかにするため、宮崎県漁業権免許の取扱方針第4において規定する宮崎県第5種共同漁業権増殖指針を定めたので、次のとおり公表する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

第1 趣旨

令和5年9月に予定されている漁業権の一斉切替に際して、法第168条の規定により第5種共同漁業権の免許を受けた者（以下「漁業権者」という。）が行うべき水産動植物（以下「対象魚種」という。）の増殖に関して、対象魚種ごとの増殖方法、増殖規模等を定める。

第2 基本的な考え方

この指針に定める増殖規模は、漁業権者が行うべき必要最低限の規模（以下「必要最低増殖規模」という。）であり、漁業権者は、定められた規模以上の増殖を行わなければならない。

第3 対象魚種及び増殖の方法

増殖すべき対象魚種は、各々の第5種共同漁業権の免許内容のとおりとし、増殖の方法は、放流又は国若しくは県が有効な増殖手法として示した産卵床造成とする。ただし、わかさぎについては発眼卵放流によるものとする。

第4 増殖規模

必要最低増殖規模は、各々の第5種共同漁業権における対象魚種ごとに、過去5年間平均の採捕実績（以下「平均採捕実績」という。）の義務・自主増殖実績（以下「平均増殖実績」という。）に対する割合を求め、次の区分により算出した。ただし、平均増殖実績のうち、委員会の承認を得て他魚種へ変更して増殖を行ったものは、変更する前の魚種について行ったものと見なした。

このことにより、第5種共同漁業権ごとの必要最低増殖規模は別表のとおりとする。

- 1 平均採捕実績が、平均増殖実績より20%以上多い魚種
必要最低増殖規模＝宮崎県内水面漁場管理委員会第164号により指示した数量（以下「増殖指示数量」という。）×1.1
- 2 平均採捕実績が、平均増殖実績を20%以上下回っている魚種
必要最低増殖規模＝増殖指示数量×0.9
- 3 上記1，2以外の魚種
必要最低増殖規模＝増殖指示数量

第5 免許の手続き

法第69条第1項の規定により第5種共同漁業権の免許を受けようとする者は、この指針を基に漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第25条第2項に定める事業計画書を作成し、共同漁業権免許申請書に添付しなければならない。

第6 内水面漁場管理委員会の役割

- 1 内水面漁場管理委員会は、第5種共同漁業権免許後においては、毎年、適正な増殖が行われるよう、この指針及び増殖・管理計画を基に具体的な増殖の内容に関し、内水面漁場管理委員会指示により公示するものとする。この場合において、自然的及び社会経済的条件の変化に十分配慮し、増殖の方法や規模の変更、その他具体的な運用・管理についても定めることができるものとする。
- 2 内水面漁場管理委員会は、漁場環境の変化、再生産や放流効果等の調査結果、専門家の意見等を勘案し、必要に応じて知事に本指針の見直しを建議できるものとする。

第7 その他

この指針は、令和5年4月20日から施行し、令和5年9月に予定されている漁業権の一斉切替に係る申請手続きから適用する。

漁場番号	河川名	魚種ごとの種苗の大きさ及び放流数量										
		あゆ 3～10g kg	こい 5g以上 尾	ふな 5g以上 尾	おいかわ 1g以上 尾	うぐい 5g以上 尾	やまめ 5～10g 尾	うなぎ 10～100g kg	わかさぎ 発眼卵 万粒	天然種苗 20～60g 尾	もくずがに 又は 尾	人工種苗 4mm以上 尾
内共第1号	北川	153	3,510	360	1,080		2,250	18		375	又は	3,000
内共第2号	柺子川	140	720		1,800		1,800	25		413	又は	3,300
内共第3号	五ヶ瀬川(河口)	79			1,080			18		225	又は	1,800
内共第4号	五ヶ瀬川	997			2,700		24,480	72		1,250	又は	10,000
内共第5号	五十鈴川	45	1,800				1,620	32		125	又は	1,000
内共第6号	塩見川		1,080	1,080				15		90	又は	720
内共第7号	耳川	113	21,600	1,440	1,440		13,590	157	363	3,150	又は	25,200
内共第8号	石並川	19					900	14		450	又は	3,600
内共第9号	名貫川	11					360	4		90	又は	720
内共第10号	平田川	4	3,600	360				8		165	又は	1,320
内共第11号	小丸川	150			17,100		10,800	97		625	又は	5,000
内共第12号	一ツ瀬川	203			20,520		14,400	144		688	又は	5,500
内共第13号	石崎川		6,840	810				18		113	又は	900
内共第14号	大淀川	412	90,180	4,290	15,840	21,600	7,920	411		4,125	又は	33,000
内共第15号	清武川	58						36		1,375	又は	11,000
内共第16号	加江田川	11						9		563	又は	4,500
内共第17号	川内川	27	9,360	540			4,500	18				
内共第18号	広渡川	124	10,800				2,520	37		8,250	又は	66,000
内共第19号	福島川	23					900	32		275	又は	2,200
内共第20号	本城川	9						9		113	又は	900
内共第21号	御池	9	2,700	450	1,080			27	270			